令和5年度 船橋市立三山東小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめは「しない・させない・許さない」を基本に児童自身がいじめに向かわず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめの問題に関する理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している 等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物 理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であ って、当該行為の対象となった児童生徒等が苦痛を感じているものである。

(3) 学校及び職員の認識

いじめは、どの児童にもどの学校でも起こりうる卑怯な行為であり、人間として絶対に許されないことである。いじめは、特定の教職員抱え込むのではなく、学校全体で組織的に対応する。また、教職員等の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、助長し、さらに深刻化を招く事態になりかねないことも全職員に徹底する。

- 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項
- (1) 学校におけるいじめの防止
 - ①自己存在感、自己決定の場面づくりと自己肯定感を高める働きかける。
 - ②あらゆる教育活動を通じて豊かな情操と道徳教育及び人権教育、体験活動を充実させる。
 - ③児童自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような活動を支援する。
 - ④毎日の挨拶を通して心の通う人間関係構築の一歩とする。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ①SOS の出し方教育の実施。
- ②児童に記名式の生活アンケートを年間3回実施する。
- ③平素の健康観察や授業中、休み時間の表情や仕草に目を配り、雑談等の情報収集と共有。
- ④相談箱の設置や教育相談の実施やスクールカウンセラーなどの相談体制の整備を行う。

(3) インターネット等を通じて行われるいじめの対策

- ①情報モラル教育を充実させる。
- ②外部関係機関による児童向けの講演や授業を実施する。
- ③船橋市立学校ネットワークパトロールを活用する。

- (4) いじめ防止等のため従事する人材確保及び資質の向上
 - ①外部人材の登用を進める。
 - ②いじめの防止等に関する研修を計画し、実施することで教職員の資質の向上を図る。

3 いじめ防止等に関する措置

- (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
 - ①いじめ対策委員会を設置する。
 - •【構成員】校長、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭、生徒指導主任、音楽専科、 当該担当職員、SC
 - ・【活動】年3回の生活アンケートの結果分析やいじめ等の情報収集、情報共有。 いじめの事実関係の聴取や指導支援体制、対応、保護者との連携。

(2) いじめに対する措置

- ①事実関係の確認を行う
- ②被害児童と保護者に対する支援と加害児童と保護者への指導と助言を継続的に行う。
- ③被害児童が安心して教育を受けられるために、保護者と連携を取りながら、加害児童を一定期間、別室等で指導する。被害者児童が落ち着いて学校生活が送れるような環境の確保を図る。
- ④いじめに係る情報を関係保護者と共有し解決に向けた指導、助言を行う。
- ⑤いじめが犯罪行為として扱われると認められた時は、教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。
- ⑥船橋市教育委員会や関係機関との連絡調整を行う。
- ⑦加害、被害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」となっている児童への指導を行う。

4 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会及び関係機関、所轄警察署に報告し相互に連携しながら対処する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については被害児童、保護者に対して事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。その際、被害児童や情報提供を行った児童を守ることを最優先とする。

5 取り組みの点検、評価、改善

いじめの実態把握やいじめに対する措置が適切に行われるよう、次の2点を保護者アンケートの項目に加え適正に自校の取り組みを評価する。

- ①いじめの早期発見に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること
- ③評価、検証に基づき、改善のための見直しを2月に実施し、より実効的なものにする。

6 年間計画

月	活 動 内 容	学校行事
4	・指導体制の確認、配慮を要する児童の掌握	着任式、始業式
	• 生徒指導部会	入学式
	・学区訪問、学級懇談会を通していじめの把握と早期発見	
5	• 生徒指導部会	運動会
6	・いじめに関するアンケート①	校外学習
	・いのちを大切にするキャンペーン	
	・いじめゼロ宣言	
	・イエローリボン運動	
	・生徒指導部会	
7	・個人面談を通していじめの把握と早期発見	
	・夏季休業に向けた指導	
	・生徒指導部会	
9	・夏季休業明けの児童の様子を把握	修学旅行
	• 生徒指導部会	
1 0	• 生徒指導部会	前期終業式
	・挨拶運動(予定)	後期開始
1 1	いじめに関するアンケート②	校内音楽会
	• 生徒指導部会	
1 2	・個人面談を通していじめの把握と早期発見	
	• 生徒指導部会	
1	• 生徒指導部会	
2	いじめに関するアンケート③	6年生を送る会
	・学級懇談会を通していじめの把握と早期発見	
	• 生徒指導部会	
3	・「いじめ対策委員会」で年度のまとめ、次年度への改善	卒業式
	を行う	修了式
	• 生徒指導部会	離任式

(4) いじめに対する措置

